（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状

阿武町では、平成25年7月に福賀地区、宇田郷地区で記録的豪雨〔山口・島根豪雨災害〕が発生した。

宇田郷地区では、時間最大雨量75mmを記録、福賀地区は半日で総雨量421mmを記録し、家屋倒壊のほか床上、床下浸水が発生し、延べ164人が避難する事態となった。

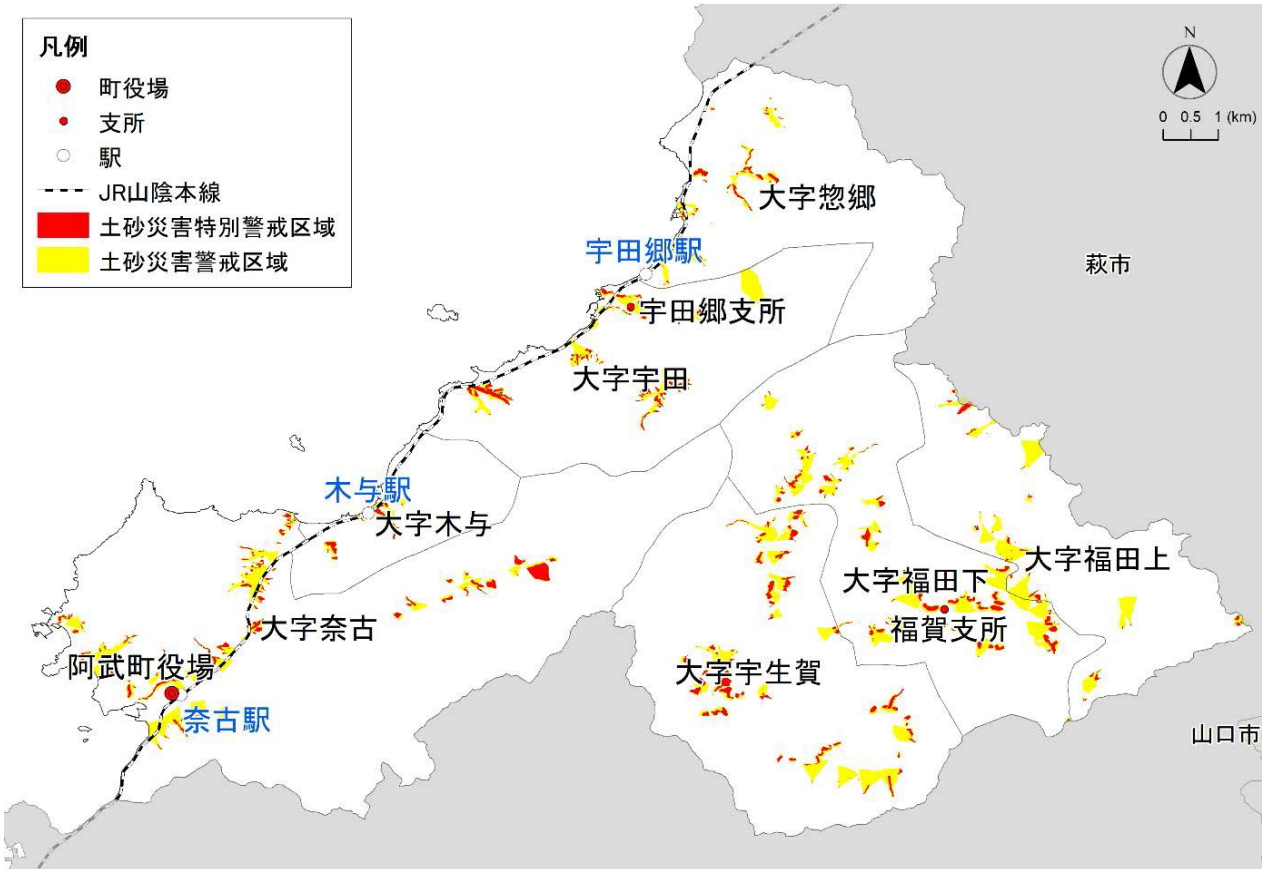
近年は、自然災害、感染症の蔓延による非常事態も発生しており、当商工会では自然災害により被災した経験、新型コロナウイルス感染症蔓延による地域小規模事業者等の経営危機を経験したことを踏まえ、改めてリスク把握を行うことが重要である。

（１）地域の災害リスク

(1) 土砂災害〔阿武町土砂災害ハザードマップ(H29.3)〕

阿武町の土砂災害ハザードマップによると、沿岸部（奈古地区、宇久地区、木与地区、宇田地区、惣郷地区）をつなぐ国道191号沿いには各所に土砂災害警戒区域があり、各地区が分断される恐れがある。山手内陸部にある福賀地区では小学校のある福田下をはじめ山裾に事業所及び住宅が点在しており警戒区域も多い。

【土砂災害警戒区域及び特別警戒区域】



(2) 洪水〔阿武町洪水ハザードマップ(郷川流域：R5.3)〕



阿武町洪水ハザードマップで指定されている「郷川」は、流域周辺に人口が集中しており、集中豪雨等で増水した場合は周辺の家屋、農地に多大な被害を与える可能性が高い。

また、阿武町地域防災計画によると、阿武町の河川は、流域面積の小さい急流河川が大部分で、増減水の差が著しいため、出水期にはいわゆる鉄砲水の現象になるなど、災害多発の原因となっている。

平成25年7月に発生した「山口・島根豪雨」では、惣郷地区の白須川護岸の決壊、福賀地区では、大井川の増水・氾濫により農地に大きな被害を出している。

(3) ため池〔「ため池」災害ハザードマップ：土木建築課〕



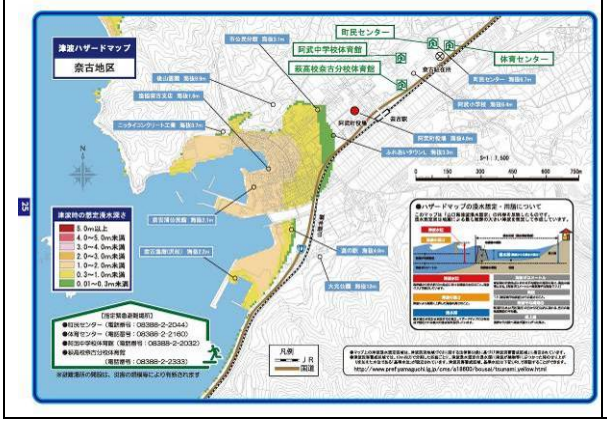
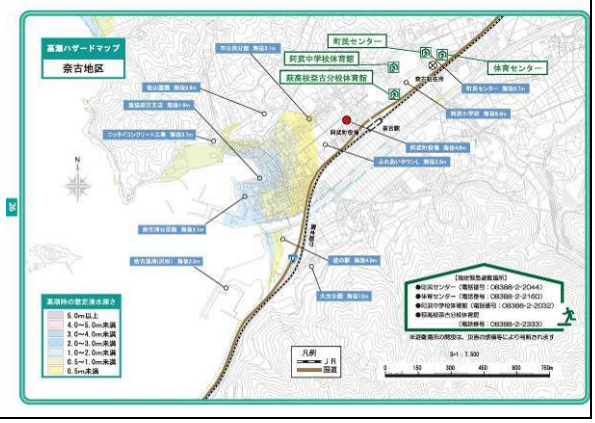
当地域で災害の可能性があるため池は、「伊豆･折掛」ため池、「亀尻第２･笹尾口」ため池、「新立」ため池、「石原」ため池、「古屋」ため池、「熊田下」ため池、「福谷」ため池、「長沢」ため池で、山間部の福賀地区にため池が多く存在している。

平成 25 年 7 月に発生した「山口・島根豪雨災害」では「石原」ため池が決壊し、下流域の農地に深刻な被害が発生している。

(4) 津波・高潮〔阿武町の津波・高潮ハザードマップ〕

阿武町のハザードマップによると、最大規模の台風が阿武町北部を通過した場合、最高潮位＋2.45ｍの高さまで水位が上がることが想定されており、人口の集中する奈古地区市街地の多くに浸水の危険がある。

沿岸部（奈古地区、宇久地区、木与地区、宇田地区、惣郷地区）の国道191号線沿いには事業所及び住宅が多く、中心部に当たる奈古地区においては1.0ｍ～2.0ｍの浸水が想定されている。

奈古地区津波ハザードマップ	奈古地区高潮ハザードマップ
	

(5) 地震

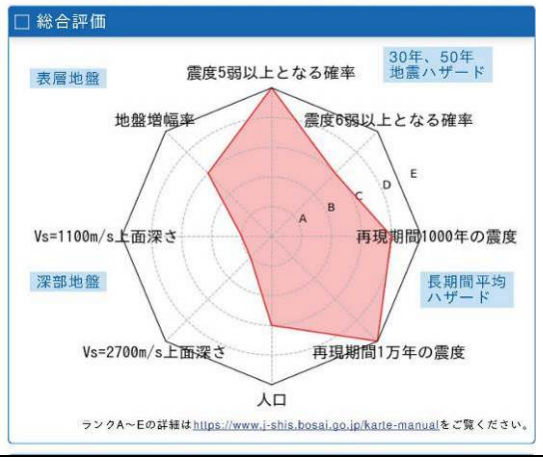
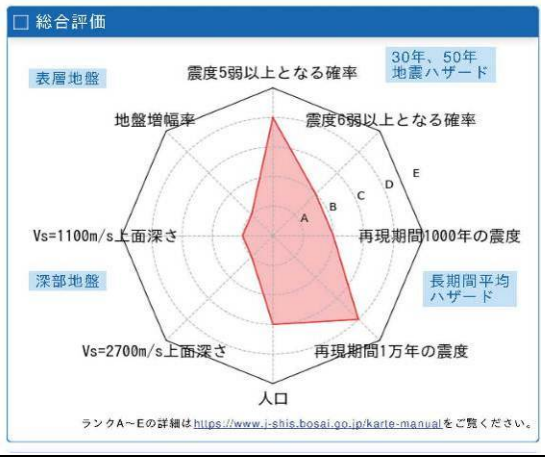
①J-SHIS：地震ハザードカルテ〔2024年基準〕

・阿武町奈古付近：メッシュコード5131630712

超過確率の値は、震度6強以上0.7%、6弱以上4.8%、5強以上24.2%、5弱以上66.5%となっている。

・阿武町大字福田下付近：メッシュコード5131642721

超過確率の値は、震度6強以上0.0%、6弱以上0.3%、5強以上2.4%、5弱以上13.6%となっている。

阿武町奈古付近	阿武町福田下付近
	

②〔阿武町ゆれやすさマップ〕

阿武町への影響が大きいと考えられる地震想定は３つ【萩北断層・三ヶ岳東方断層・徳佐－地福断層】あるが、地震発生時には、距離が離れていても表層地盤が軟らかい場合、揺れが大きくなる。

阿武町ゆれやすさマップによると、当会地域では奈古・宇田地区・福賀地区の一部が最大震度6強と予想されている。

(6)　感染症〔阿武町新型インフルエンザ等対策行動計画(H26.3)〕

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、これに伴う社会的・経済的影響が懸念されている。

小規模事業者等への影響として、移動の制限や行政からの外出自粛要請等により必要な人員が確保できなくなること、マスクや消毒液等の衛生用品が入手しづらくなり、従業員の感染拡大を防げなくなること、製品・サービスの需要の落ち込むことが想定され、売上が減少し運転資金が枯渇すること、テレワーク等を実施した従業員の自宅パソコンから機密情報が漏洩してしまうことが懸念される。

(7) ＩＴリスク

現在、業務の多くがICTに依存する中、ランサムウェアによる業務停止・顧客情報の漏洩、クラウドサービスの障害による業務停止等の障害が発生している。

小規模事業者でもサイバー攻撃や情報漏洩の被害が増加傾向にあり、ウイルス対策やバックアップ体制の整備など、ITリスクへの備えが喫緊の課題となっている。

（２）商工業者の特徴

①商工業者等数　　83事業者
②小規模事業者数　　72事業者
【内訳】

業　　種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業者の立地状況等）
建設業	12	10	地域内に広く分散
製造業	14	14	地域内に広く分散
卸売業	5	5	191号線沿いに多い
小売業	24	21	奈古地区に多い
飲食・旅館業	9	8	奈古地区に多い
サービス業	12	9	地域内に広く分散
その他	7	5	地域内に広く分散
合　計	**83**	**72**	

（３）これまでの取り組み

(1) 当町の取り組み

①阿武町地域防災計画の策定及び改訂
（令和７年３月改訂）
②防災訓練の実施
③地域防災リーダー研修の実施
④防災メールの機能拡充
⑤防災備品の備蓄
⑥各関係機関・企業との提携協定
⑦阿武町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
（平成 26 年３月）



(2) 当会の取り組み

①商工会 BCP の策定
当会では令和元（2019)年 12 月に専門家指導の下、BCPを策定し、異動等に伴い随時更新しており直近では令和7(2025)年に更新している。
②事業者 BCP に関する国・県・町の施策周知
③事業継続力強化計画策定に関するセミナーの実施
期間中、単独実施は１回



④事業継続力強化計画の策定支援
期間中、支援件数は１件
⑤防災備品の備蓄
必要備品の追加、入れ替え
⑥阿武町が実施する防災訓練への協力

Ⅱ　課題

事業継続力強化支援計画の策定から５年が経過し、発災時等に当町で設置される「阿武町災害対策本部」で情報共有する体制の構築など、連携体制は進捗した。

保険・共済に対する助言についても、法定経営指導員が中心となり職員が必要な知識を研修等で習得し、必要に応じて専門家との連携支援も可能な体制を構築している。

阿武町との連携や助言体制は整備が進んでいるが、現状ではリスク対策が小規模事業者等に認知されているとは言い難い状況であり、災害等へのリスク対策の重要性を普及することが最大の課題である。

また感染症対策において、感染拡大期においては「業種別ガイドライン」等を活用して、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知したものの、対策が不十分な事業者もあったことから、平時から事業所内でのルール作りが必要である。

Ⅲ　目標

（１）地区内小規模事業者に対し災害・感染症・ITリスク等を認識させ、事前対策の必要性を周知する。
（２）発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
（３）発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（国内感染者発生期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。また、職員が出勤できないような場合を想定して、代替業務ができるようにする。
（４）新型ウイルス感染症の拡大に対応するために、リモートワーク等を含む適切な感染予防措置を準備する。
（５）事業者の事業継続力強化計画、または事業継続計画等の作成を支援する。
（６）上記内容に変更が生じた場合、予期せぬ緊急事態が生じた場合、速やかに山口県へ報告する。

【成果目標】
①事業継続力強化計画またはBCPの策定支援〔年３件・期間中15件〕
専門家派遣、山口県商工会連合会等と連携し、域内小規模事業者等のBCP策定・事業継続力強化計画の策定を支援する。
②自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認〔年４件・期間中20件〕
巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら共済や保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間(令和7年10月1日～令和12年9月30日)

（２）事業継続力強化支援事業の内容
当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜１．事前の対策＞
「阿武町地域防災計画（基本編・震災対策編・火事災害対策編)」及び「阿武町新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、独自調査により把握している地域内商工業者情報を基に、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組むことで、地域中小・小規模事業者の事業継続を支援する。

１）小規模事業者に対する災害リスクの周知
①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
②商工会ニュースや市広報、ホームページ、公式 LINE、facebook、Instagram 等を活用して、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
③小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
⑤新型ウイルス感染症等の流行に関しては、厚生労働省・山口県・阿武町の最新情報を収集の上、対策マニュアル等に基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
⑥自然災害の発生・感染症拡大の状況であっても事業継続できるよう、DX 化やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

２）商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成
当会では令和元（2019)年 12 月に専門家指導の下、各支所毎に BCP を策定し、異動等に伴い随時更新しており、直近では令和 7(2025)年 7 月に更新している。

３）関係団体等との連携
①山口県商工会連合会を始めとした関係団体等へ、事業継続の取組に関する専門家の派遣を依頼し、地域小規模事業者へ事業者 BCP の策定支援を実施する。
②関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、近隣商工会・商工会議所等とのセミナー等の共催。
③自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や個別保険相談会等を「山口県火災共済協同組合」やその他損保会社等と連携し実施する。

４）フォローアップ
①小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
②阿武町事業継続力強化支援ワーキング会議（構成員：当会、阿武町担当課）を 1 年に 1 回以上開催し、状況確認や改善点等について協議する。

５）当該計画に係る訓練の実施

①当会と当町は協力して、自然災害が発生したと仮定して当会と当町（阿武町災害対策本部）との連絡ルート等の確認行う。

②必要に応じて訓練を実施し、災害対策本部が適切に機能することを確認する。

＜２．発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助を最優先する。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

１）応急対策の実施可否の確認

①発災後 2 時間以内に、携帯電話または LINEWORKS 等を利用し職員の安否報告、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。

②感染症流行の場合、国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく「緊急事態宣言」が出た場合は、阿武町における感染症対策本部設置に基づき感染症対策を行う。

２）応急対策の方針決定

①当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）

発災前	①職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。 ②職員全員が被災、または通勤不可等の状況により応急対策ができない場合の役割分担を決める。 ③事前に、域内事業者に対し発災後の被害状況等について SNS 等を利用した報告を依頼する。
発災後	①大まかな被害状況を確認し、2 日以内を目安に阿武町災害対策本部と情報共有する。 ②被害状況の確認方法について、安全確保が可能な場合は職員による現地確認を基本とするが、状況に応じて地域内各事業者からの被害報告を取りまとめ報告する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

②本計画により、当会と当町は必要に応じて随時担当者と情報共有を行い、「阿武町災害対策本部」と最新の被害情報等を共有する。

＜３．発災時における指示命令系統・連絡体制＞

①当会と阿武町は、自然災害等の発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。この目的のために、当会と阿武町は適切な情報収集を行うために予め協議を行う。

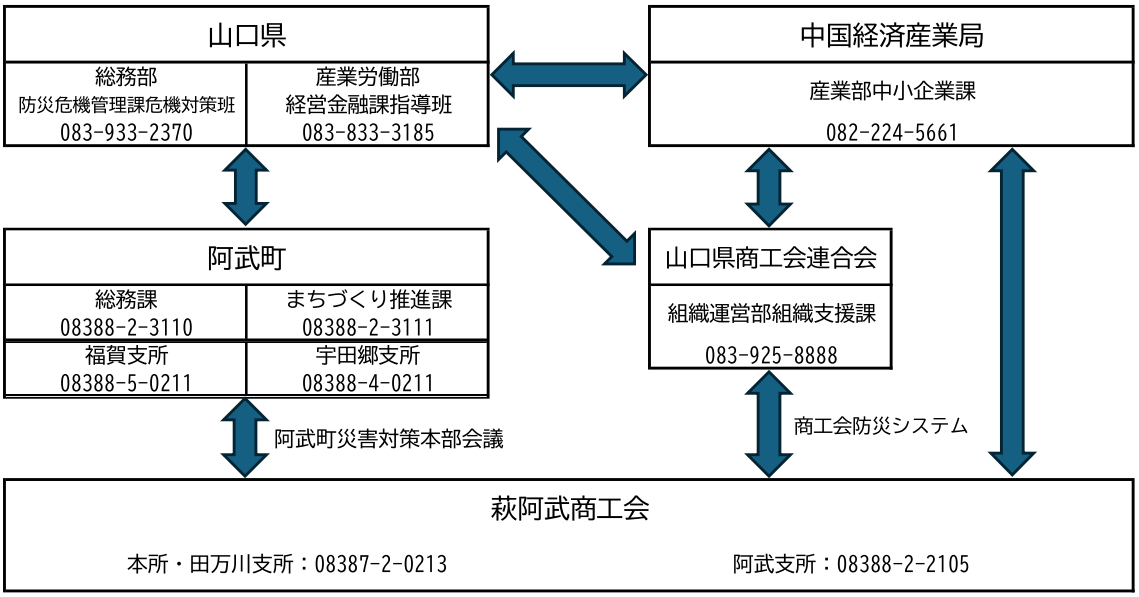
②当会と阿武町は、被害の拡大を防ぐ活動をしながらも、二次被害の発生を回避するため、被災地域での活動を安全に行うために必要な事項について予め定める。

③当会と阿武町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、阿武町の「応急危険度判定」「建物被害認定調査」「罹災証明書の発行基準」等に照らし合わせて算定する。

④当会と阿武町が、阿武町災害対策本部会議で共有した情報は、速やかに山口県へ報告する。

⑤当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、被害を確認した場合は随時山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は山口県の指定する方法で山口県産業労働部経営金融課へ被害状況を報告する。

【連絡ルート】



＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

①当会は、相談窓口の開設方法と役割分担について阿武町と相談する。

※当会が、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

②当会は、安全性が確認された場所において、速やかに相談窓口を設置する。

③当会は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

④応急時に有効な被災事業者施策（国や山口県、阿武町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口等の開設を行う。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

①阿武町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者の支援を行う。

②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や県内各市町、山口県商工会連合会等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

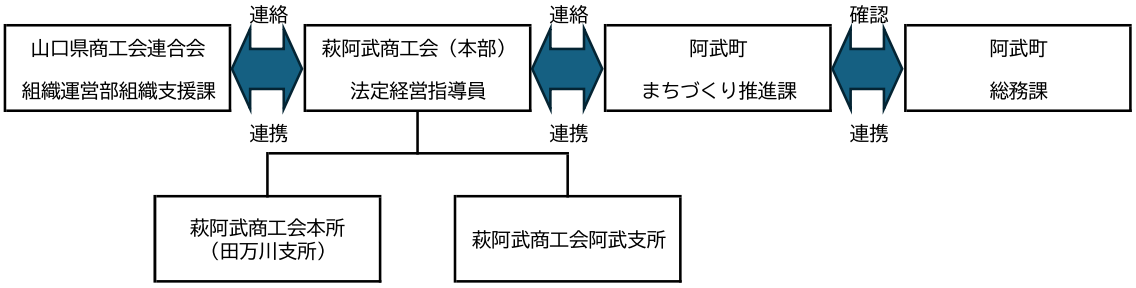
（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（2026 年 9 月現在）

（１）実施体制



（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①法定経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 西村理恵（連絡先は後述（３）①参照）

②法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。
・本計画の具体的な取組の企画や実行
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所
萩阿武商工会阿武支所
〒759-3622　山口県阿武郡阿武町大字奈古 2593-3
TEL：08388-2-2105　/　FAX：08388-2-3244

①関係市町
阿武町　まちづくり推進課
〒759-3622　山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636
TEL：08388-2-3111　/　FAX：08388-2-2090
E-mail：machisui@town.abu.lg.jp

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）	2030 年度 （令和 12 年度）
必要な資金の額	260	260	260	260	260
・専門家派遣	100	100	100	100	100
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・チラシ作成費	30	30	30	30	30
・ウェブサイト更新料	100	100	100	100	100

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山口県補助金、阿武町補助金、事業収入 他

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
① ② ③